

## 品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱

制定 平成29年3月24日 区長決定  
要綱第 60号  
改正 平成30年2月8日 区長決定  
要綱第 30号  
改正 平成30年5月31日 区長決定  
要綱第140号  
改正 令和 4年 1月11日 部長決定  
要綱第24号  
改正 令和 5年 4月21日 部長決定  
要綱第99号

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスまたは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援を提供している民間の事業所（以下「事業所」という。）を運営するもの（以下「事業者」という。）に対し、第三者評価の受審に要する経費に係る助成を行うことにより、第三者評価の積極的な受審を支援し、もってサービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「第三者評価」とは、財団法人東京都福祉保健財団内に設置した東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、推進機構が定める評価手法および共通評価項目を用いて実施するものをいう。ただし、第三者評価の受審の際、共通項目以外の評価項目を設定することを妨げない。

### (対象事業所)

第3条 この補助金の交付対象事業所は、第三者評価を受審した事業所であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内に所在する事業所であつて、次に掲げるサービスを提供する事業所であること。
  - ア 総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護
  - イ 児童福祉法第6条の2の2②に規定する児童発達支援

- ウ 児童福祉法第6条の2の2④に規定する放課後等デイサービス
- (2) 第三者評価の受審費用(以下「評価受審費用」という。)に関し、他の自治体等から評価受審費用に係る補助を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、事業者が提供するサービスの種類ごとに事業所を単位として、評価受審費用として評価機関に対して支払った額または60万円のいずれか低い額を予算の範囲内で交付するものとする。

(認定)

第5条 事業者は、評価受審費用の補助対象の認定を受けようとするときは、当該第三者評価を受審するときまでに、品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助対象認定申請書(第1号様式)により、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは補助対象として認定し、品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助対象認定通知書(第2号様式)により当該事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 第三者評価の受審が完了した事業者が補助金の交付を申請するときは、品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 品川区障害福祉サービス等第三者評価受審完了報告書(第4号様式)
- (2) 第三者評価受審費領収証の写し
- (3) 第三者評価受審結果報告書の写し

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否および補助金の額を決定(以下、「交付決定」という。)するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定したときは、品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた事業者は、所定の期日までに品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付請求書(第6号様式)により区長に交付を請求するものとする。

(交付時期)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補

助金を交付するものとする。

(報告等)

第10条 区長は、前条の規定に基づき交付決定した者に対し、必要な文書の閲覧、資料の提供または報告を求めることができる。

(決定の取り消し及び返還)

第11条 区長は、事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定の取り消しを受けた事業者は、既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しに係る金額を区長の指定する期日までに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月11日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月21日から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

品川区長 様

所在地  
事業者名  
代表者

品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助対象認定申請書

品川区が実施する障害福祉サービス等第三者評価受審費補助について、品川区障害福祉サービス等第三者評価支援事業実施要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 受審サービス事業種別
- 2 概算受審費(消費税込)
- 3 受審実施期間(予定)                   年    月    日から  
  年    月    日まで                   日間
- 4 第三者評価受審目的
- 5 担当者

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助対象認定通知書

年 月 日付けで申請のあった品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助対象認定申請について、品川区障害者サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第5条の規定により、審査した結果、下記のとおり補助対象として認定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業所 事業所名
- 2 受審サービス事業種別
- 3 担当者





第5号様式(第7条関係)

年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付申請について、品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱第7条の規定により審査した結果、適切であると認め下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 受審サービス事業種別
- 3 交付決定額

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

品川区長 様

所在地  
事業者名  
代表者

印

品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金について、品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額

円